

石川県公報

令和2年3月13日（金曜日）

号 外

（第 10 号）

目 次

監査委員 ○石川県監査委員監査規程の一部改正	1	○石川県監査委員監査基準	2
---------------------------	---	--------------	---

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員監査規程（昭和39年石川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

石 川 県 監 査 委 員

第1条中「行なう」を「行う」に、「及び審査（以下「監査等」という。）並びに」を「、審査その他の行為（以下「監査等」という。）及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（方針）

第2条 委員は、その職務を執行するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定により定めた監査基準（以下「監査基準」という。）に従い、監査等を行うものとする。

第3条の見出しを「（監査計画）」に改め、同条第1項中「毎会計年度開始前に」の次に「、監査基準に基づき」を加え、「出納検査」を「例月出納検査」に、「年間計画を樹てる」を「監査計画を定める」に改め、同条第2項中「あたつては」を「当たつては」に、「樹て」を「定め」に改める。

第4条第1項中「庁内各部課局室」を「庁内各部局課室」に、「わたつて書類又は実地について」を「ついて、書類又は実地により」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行なうときは、監査」を「行うときは、監査等」に改め、同条第3項中「監査」を「監査等」に、「行なう」を「行う」に、「委員が事前調査」を「、委員が調査」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第4項中「監査」を「監査等」に改める。

第5条中「行なう」を「行う」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項中「行政監査」の次に「、同条第5項（随時監査）」を加え、「（指定金融機関）を「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項（指定金融機関等）」に、「第242条第4項」を「法第242条第5項」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

（決算の審査等）

第8条 委員は、法第150条第5項（内部統制評価報告書の審査）、第233条第2項（決算及び証書類その他政令で定める書類の審査）、第241条第5項（基金運用の審査）、第242条第10項（損害賠償等請求権放棄の意見）、第243条の2第2項（損害賠償責任の一部免責の意見）並びに第243条の2の2第3項（職員の損害賠償責任の監査）及び同条第8項（損害賠償責任免除の意見）、地方公営企業法第30条第2項（決算並びに証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類の審査）並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項（健全化判断比率等の審査）の規定により審査等に付されたときは、速やかに知事又は議会に意見又は決定書を提出するものとする。

（外部監査契約等に関する意見）

第9条 委員は、法第252条の35第2項若しくは第3項、第252条の36第1項又は第252条の39第6項の規定により知

事から外部監査契約の締結又は解除に関して意見を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

2 委員は、法第252条の40第1項の規定により議会から意見を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条中「かかわらず」を「かかわらず、」に、「例月出納検査、」を「例月出納検査及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 代表委員は、第7条第1項に規定する監査のうち、随時監査について、特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、期日までに通知するものとする。

第12条中「監査の基準、」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

石川県監査委員告示第1号

石川県監査委員監査基準を次のように定めた。

令和2年3月13日

石川県監査委員	山	口	彦	衛
同	本	吉	淨	与
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

石川県監査委員監査基準

目次

第1章 一般基準（第1条—第6条）

第2章 実施基準（第7条—第13条）

第3章 報告基準（第14条—第18条）

第4章 その他（第19条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準（以下「本基準」という。）に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会並びに知事及び関係のある委員会又は委員（以下「知事等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。）財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。）事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政的援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。）補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。以下同じ。）決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。）会計管理者等の現金の出納事務

が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査(法第241条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。)基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。)健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(8) 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。)知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、毎会計年度1回以上、定期監査(法第199条第4項に規定する監査をいう。)として実施するとともに、必要があると認めるときは、随時監査(法第199条第5項に規定する監査をいう。)として実施するものとする。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準ののっとりその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務)

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門性)

第5条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため、研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員(以下「事務局職員」という。)に対し、監査委員の職務が本基準ののっとり遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準ののっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査等の結果及び措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。以下この条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告について、当該報告に添えてその意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項について、勧告するものとする。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点(評価項目)

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書

類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い、審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載が相当であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査において、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

第4章 その他

(委任)

第19条 本基準に定めるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

